

山形県志津野営場 指定管理者業務仕様書

令和4年8月
山形県環境エネルギー一部みどり自然課

目次

I	基本的事項	- 1 -
1	基本コンセプト	- 1 -
2	施設の運営に関する基準	- 1 -
3	人員体制	- 2 -
4	危機管理対応	- 2 -
5	環境への配慮	- 2 -
6	労働関係法令の遵守	- 2 -
7	リスク負担及び責任分担	- 3 -
8	物品等の帰属	- 4 -
9	施設等の修繕	- 4 -
10	管理運営に係る経費（指定管理料）	- 5 -
11	業務の委託	- 5 -
12	関係帳簿等の整備	- 5 -
13	原状回復義務	- 5 -
14	指定管理者が行う情報公開	- 5 -
15	指定管理者に対する監督・監査	- 6 -
16	その他	- 6 -
II	管理運營業務	- 6 -
1	施設の運営に関する業務	- 7 -
2	施設等の維持管理に関する業務	- 8 -
3	その他の業務	- 9 -
	別表 1	- 11 -
	別表 2	- 12 -

参考資料 山形県志津野営場条例、山形県立志津野営場条例施行規則

山形県志津野営場管理運営業務仕様書

I 基本的事項

1 基本コンセプト

(1) 設置目的

野営場は、県民に自然環境を利用したレクリエーションの機会を提供するため、平成13年3月に県が設置した公の施設です。

(2) 管理運営方針

- ① 周囲の豊かな自然を活用した、楽しく安全な自然体験型のレクリエーションの場を提供する。
- ② レクリエーション活動の拠点として、自然体験活動上のアドバイスの提供、自然環境保護の視点からの利用者に対するマナー、ルールの指導等を通じ自然を学ぶ場としての活用を図る。

2 施設の運営に関する基準

(1) 開場日及びテントサイトの利用時間

- ① 6月1日から10月31日（この間は休場しないこと）
- ② テントサイトを利用させることができる時間は、午前10時から翌日の午前10時までの範囲内とすること。

指定管理者は、この基準の範囲内で、あらかじめ県の承認を受けて、野営場の開場日及び利用時間を定めることとなります。また、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を受けて臨時に開場し、又は休場することができるものとします。

(2) 許可基準

施設の使用の許可及び不許可、使用許可の取消しについては、山形県志津野営場条例（平成13年3月23日山形県条例第14号。以下「施設条例」という。）により規定されています。

このほか、以下に該当する場合は、使用の許可ができません。

- ① 公益を害するおそれがあるとき。
- ② 野営場の管理上適当でないと認めるとき。
- ③ その他野営場の設置の目的に反すると認めるとき。

(3) 利用料金

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項で定める利用料金制を採用し、施設の利用料金は、指定管理者自らの収入となります。
- ② 利用料金については、施設条例別表で定める額を上限として、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。

テントサイトの名称	単 位	金 額
第1テントサイト	1区画1泊につき	1,040円
第2テントサイト	テント1張り1泊につき	520円

- ③ 指定管理者は、あらかじめ県の承認を受けた基準により、利用料金の全部

又は一部を免除することができることができます。この基準には、次に掲げる事項を含むものとします。

ア 県（教育委員会、公安委員会等を含む。）が行政施策を推進する目的でテントサイトを使用する場合は、全部の額を免除すること。

イ 教育課程に基づく学校等が教育活動の一環としてテントサイトを使用する場合は、2分の1に相当する額を免除すること。なお、この条項は、2分の1を超える額の免除を妨げるものではないこと。

- ④ 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないこととなります。ただし、使用者の責任によらない理由でテントサイトを使用できなくなったとき、その他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができます。

3 人員体制

管理運営業務を円滑に遂行するため次のとおり人員を配置し、研修を行うこと。

（1）指定管理者が配置する職員

受付業務を行う場所には1名以上を配置すること。

（2）職員に対する研修の実施

当該施設の安定的な運営に必要な人材の育成及び研修を行うこと。

4 危機管理対応

（1）通報体制

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報するものとする。

（2）予防対策

- ① 危機管理体制を構築し、対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

また、消防署等からの指摘があった場合は、適切に改善措置を講ずること。

- ② 利用者が安全かつ適切に利用できるよう、見回り及び点検を行うこと。

- ③ 利用者の入退出等を適切に管理し、野営場利用状況について随時把握する態勢をとること。

5 環境への配慮

指定管理者は、県が推進する「やまがた ECO マネジメントシステム」に基づく取組みを参考に、自らが行う事業活動において省エネルギーや廃棄物の削減等に可能な限り取り組むとともに、規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し環境負荷の低減に努めるものとする。

なお、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減に向けた取組みに当たっては、県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意すること。

6 労働関係法令の遵守

指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）や最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令を遵守し、労働者の雇用及び労働条件につい

て配慮すること。

7 リスク負担及び責任分担

(1) リスク負担

県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりとする。

段 階	リスクが生ずる原因		負担者	
	種 類	内 容	県	指定管 理者
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運營業務に及ぼす法令等の変更等	協議事項	
	物価変動 (※1)	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利変動	金利変動		○
	税制度の変更	一般的な税制変更（消費税を除く。）		○
		消費税の変更		○
不可抗力	天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものの発生等による業務の変更、中止、延期	協議事項		
申請段階	申請コスト	指定管理者の指定申請時における費用負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設等の損傷	管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
		上記以外による施設等の損傷	協議事項	
	債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害		○
指定管理者の瑕疵による利用者の損害			○	
	上記以外による事故及びこれに	協議事項		

		伴う損害	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休場等に伴う運営リスク	○
		施設等の不備や火災等の事故その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものの発生等による臨時休場等に伴う運営リスク（※2）	協議事項
	運営リスク	天災、人災等の大規模災害発生等による避難施設設置等に伴う運営リスク（※2）	協議事項

※1 施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、協議事項とする。

※2 運営リスクの協議事項は、指定管理者からの報告を受けた後、速やかに災害等への対応、費用負担等を協議するものとする。

※3 事故等に備え、指定管理者において損害賠償責任保険に加入すること。

（2）責任分担

県と指定管理者との間における責任分担は、次のとおりとする。

内 容	県	指 定 管 理 者
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検		○
施設の安全点検		○
施設の維持管理		○
施設の修繕（仕様書9に記載）	○	○
安全衛生管理		○
災害時の緊急対応（一次的対応責任は指定管理者にあります。）	○	○
施設利用者の事故・疾病等に対する緊急救護		○
利用者の調整、利用者の意見への対応		○
包括的な管理責任	○	

8 物品等の帰属

- ・ 備え付けの物品、県が購入の上貸与した物品については、県に帰属する。ただし、前記以外で、指定管理者が指定期間中に購入した物品については、指定管理者に帰属する。
- ・ 物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する物品について処分を行おうとするときは、原則としてその都度県に報告し、その承認を得るものとする。

9 施設等の修繕

指定管理者は、施設等の状態を常に把握するとともに、修繕や更新が必要な箇

所について、随時県に報告するものとする。

修繕の実施及び経費負担に関して、県は経年劣化等に伴う修理や更新などで、1件につき概ね10万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える比較的大規模な修繕を行うこととし、指定管理者はこれ以外の小規模な修繕、定期点検等に伴う修理、部品交換を行うことを原則とする。

10 管理運営に係る経費（指定管理料）

（1）指定管理料の額

県の予算の範囲内で、指定管理者に支払うものとする。

（2）指定管理料の支払い

県は会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準として、分割で支払うものとする。支払方法、時期等については年度協定で定めるものとする。

11 業務の委託

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と協議のうえ第三者に委託することができるものとする。ただし、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

12 関係帳簿等の整備

指定管理者として作成した帳簿書類等は、会計年度ごとに作成し、5年間保存すること。

13 原状回復義務

（1）指定管理者は施設等の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議することとする。

また、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設等を原状に復さなければならない。

ただし、原状回復を要しないことについて、あらかじめ県の承認を得たときは、この限りではない。

（2）指定管理者は、施設等を汚損し、又は亡失した時は、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

14 指定管理者が行う情報公開

（1）文書等公開の実施

指定管理者が行う県の公の施設の管理に関して作成し、又は取得した文書等について、文書等の公開に関する手続きを定めて、公開を実施すること（ただし、指定管理者が地方公共団体又は既に県の公文書開示制度と同様の内容の文書等の公開に関する制度を実施している団体等である場合を除く。）。

指定管理者の文書等の公開の実施に際しては、県の公文書開示制度において開示される情報と同程度の情報の公開が確保されるよう留意するとともに、文書等の公開に関する苦情処理について外部の有識者等の意見聴取又は県との協議を行うなど公正かつ適切に処理されるよう配慮すること。

なお、県は、文書等の公開の実施状況等について指定管理者に報告を求め、確認することができるものとする。

(2) 指定管理者が行う行政処分の審査基準及び標準処理期間の公表

指定管理者は、施設設置条例に基づく使用許可や利用料金の免除等の行政処分を行うこととなるため、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の規定に基づき当該処分に関する審査基準及び標準処理期間を公表すること。

公表は、指定管理者が管理を行う公の施設、指定管理者の事務所その他申請の提出先及び県の情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）における資料の閲覧並びにインターネット上や刊行物での公表その他適宜の方法により行うものとする。

(3) 公の施設の管理運営に関して提供又は公表が必要な情報の公開

当該公の施設の管理に関して指定管理者が行う各業務の責任者又は担当者の情報、当該公の施設の利用状況等のお知らせ等の当該公の施設の管理運営上公開すべきと判断される情報については、必要に応じて、適宜の方法により、積極的に提供又は公表を行うものとする。

15 指定管理者に対する監督・監査

(1) 県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期すため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示を行うことがある。

(2) 県は、指定管理者が県の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど、施設の適正な管理に著しい支障が生じるおそれがある場合は、指定を取り消す場合がある。

(3) 県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行う場合がある。

16 その他

指定管理者に指定された後、速やかに現在の関係者等との業務引継ぎに入ることになります。

なお、業務引継ぎ及び管理運営の準備に要する費用については、指定管理者の負担とします。

また、指定管理者は、指定期間終了若しくは指定取消等により業務を引き継ぐ際には、円滑な引継に協力し、必要なデータ等を遅滞なく提出するものとします。

II 管理運営業務

山形県志津野営場の管理運営業務は、以下のとおり及び別表1「志津野営場維持管理業務明細書」のとおりとする。なお、県と指定管理者の間における業務分担については、別表2「業務分担表」のとおりとする。

1 施設の運営に関する業務

(1) 施設の使用の許可等に関する業務

- ① 指定管理者は、テントサイトの公平かつ公正な使用が確保されるよう、使用の許可（条例第2条第1項の許可をいう。以下同じ。）を行うこと。
- ② 使用の許可は、山形県志津野営場条例施行規則（平成13年5月県規則第90号。以下「規則」という。）の規定により、規則第3条の使用許可申請書を受理し、同第4条の使用許可書を、許可を申請した者に交付することによって行うこと。
- ③ 使用の許可は、テントサイトの使用の目的、方法等が条例第4条各号に規定する次に掲げるいずれかに該当するときは、これをしてはならない。
 - ア 公益を害するおそれがあるとき。
 - イ 野営場の管理上適当でないと認めるとき。
 - ウ その他野営場の設置の目的に反すると認めるとき。
- ④ 使用の許可には、条例第2条第2項の規定に基づき、野営場の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

(2) 使用の許可の取消し等に関する業務

使用の許可を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、指定管理者は、条例第4条の規定に基づき当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し又はテントサイトの使用の停止を命じることができること。

- ① 偽りの申請により当該許可を受けたとき。
- ② 当該許可に付した条件に違反したとき。
- ③ その他野営場の管理上特に必要があると認めるとき。

(3) 利用料金の徴収等に関する業務

- ① 利用料金の設定及び県民への周知
- ② 利用料金の徴収、領収書の発行
- ③ 利用料金の免除等の決定

(4) 利用の受付及び調整に関する業務

- ① 受付業務を行う場所は別途、県と協議して決定するものとし、受付業務を行う場所には1名以上を配置し、県民、利用者へのサービスに支障なく対応できる体制とすること。
- ② 利用者には利用の前に利用上の注意について十分な説明を行うこと。

(5) 窓口対応、場内案内及び各種問合せへの対応に関する業務

- ① 電話による問い合わせや、施設見学等に対応すること。
- ② 利用者からの意見、要望、苦情等に対し、適切な対応を行うこと。

(6) 利用者への対応に関する業務

野営場の平等利用を確保するとともに、利用者本位の運営を行い、サービスの向上に努めること。また、県民、利用者が野営場の施設及び設備を利用しレクリエーション活動を行ううえでの必要な指導及び助言を行うこと。

(7) 傷病者等が発生した場合における対応業務

急病人や負傷者が発生した場合には関係機関への通報等必要な措置を迅速かつ適切に講じること。

(8) 野営場の適正な利用のための指導等に関する業務

利用者に対し、施設等の安全で適正な利用のための指導、助言及び相談等の対応を行うこと。

(9) 周知及び広報活動に関する業務

野営場とその利用に関して、一般への周知及び広報活動（野営場パンフレットの作成含む）に取り組むこと。

(10) その他施設の運営に関する業務

2 施設等の維持管理に関する業務

次の基準により、効果的・効率的な施設等の管理を実施すること。

なお、施設管理の実施に当たり、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

また、業務委託による実施の場合は、必要な免許等を有している者に委託するものとする。

(1) 清掃、環境整備に関する業務

テントサイト、広場、園路、散策路、駐車場、展示休憩棟、炊事棟、四阿及び公衆便所の清掃、これらの施設（建物に限る。）の周囲の除草又は草刈り、ゴミの回収及び廃棄物の処理、場内の枯木及び倒木の処理、並びに場内の除雪に関しては、次に掲げた事項に留意し適切に行うこと。

- ① 施設の清掃時間、清掃頻度などは利用者の妨げとならないようにすること。
- ② 廃棄物の処理は、廃棄物に関する関係法令等を遵守し、清潔の保持、資源回収及び分別に努めること。

(2) 雪囲い、浮き棧橋の設置及び撤去に関する業務

- ① 展示休憩棟、炊事棟及び公衆便所について、雪囲いの設置及び撤去作業を行うこと。
- ② 浮き棧橋の設置及び撤去作業を行うこと。

(3) 設備保守管理に関する業務

公衆便所の施設及び給水施設について、必要とされる資格を保有する者により、その保守、点検、管理、清掃、検査その他の作業を的確に行うこと。

(4) その他の維持管理業務

野営場の施設及び設備の維持管理に関して次に掲げる業務を行うこと。

- ① 簡易修繕
- ② 維持管理用資材及び消耗品等の補充

- ③ 電気料の支払い
- ④ 場内の施設及び設備の点検
- ⑤ 利用者の確認

(5) その他施設等の管理に必要な業務

3 その他の業務

(1) 自主事業の実施

自己の責任と費用により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、当該施設の利用促進・活性化、利便性の向上等につながるものとなるよう、その内容、時期等を検討し、必要に応じ実施することができる。自主事業による収入は指定管理者が収受することとする。

なお、自主事業を実施するにあたっては、あらかじめ県の承認を得るものとする。

(2) 事業計画書及び収支計画書の作成

事業計画書及び収支計画書については、前年度の2月末日まで提出するものとする。指定期間の前年度（募集年度）においても、指定管理者として指定された後、包括協定及び指定期間初年度の年度協定締結に向けて改めて提出するものとする。

(3) 事業報告書の作成

毎年度事業終了後30日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出するものとする。

また、指定法人等の決算が整い次第、指定法人等に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他財務の状況を明らかにすることができる書類を提出するものとする。

なお、事業報告書に記載する内容は次のとおりとする。

- ① 指定管理者業務の実施状況
- ② 野営場の利用状況（利用に係る収入実績、利用率、利用人数等）
- ③ 指定管理者業務に係る経理の状況
- ④ その他県が必要と認める事項

(4) 月例報告

野営場の利用状況を書面により整理し、毎月10日までに前月分を県に報告すること。

(5) サービス向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告

アンケート等の実施により、利用者の意見を踏まえて検証を行うものとする。

(6) 指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継業務

指定期間の満了日の翌日以降又は指定取消しの効力発生年月日以降で既に利用の申込があった事項、実施が決定している事項、その他施設の維持管理に関しての留意事項等について、円滑な業務引継ぎを行うものとする。

(7) その他の業務

- ① 定期的な意見交換
- ② 問題が生じた際の連絡調整 等

別表 1

志津野営場維持管理業務明細書

業務内容	実施基準等	
清掃 落葉・塵芥等の除去、 トイレ清掃、ゴミ回収 及び廃棄物処理等	清掃	テントサイト、広場、園路、散策路及び駐車場、展示休憩棟、炊事棟、四阿 随時（月2回程度）
		公衆便所 随時（6月、9月、10月は週1回程度、7月、8月は週2回程度）
	ゴミ	廃棄物処理等 年5回程度
環境整備 除草・草刈及び枯木・ 倒木処理、除雪等	草刈等	テントサイト、広場、園路、散策路、駐車場及び展示休憩棟・炊事棟・公衆便所・四阿の建物周り 随時（年2回程度）
		場内の枯木、倒木処理 随時
		場内の除雪 随時（開場時）
雪囲い設置及び撤去	展示休憩棟、炊事棟、公衆便所	年2回（5月撤去、11月設置）
浮き桟橋設置及び撤去	浮き桟橋	年2回（5月設置、11月撤去）
設備等保守管理業務 合併浄化槽維持管理	浄化槽	水張り・水抜き作業 開場時及び閉場時
		法定検査 年1回
		保守点検 年6回程度
		汚泥汲み取り 年1回
給水施設（ポンプ・貯水 槽）維持管理	給水施設	貯水槽清掃 年1回 貯水槽容量86m3
		水質検査 給水前検査（年1回46項目検査）
		保守点検 年7回程度
		水源地保全 年2回程度
		薬品等補充 滅菌器用 随時
修繕	施設・設備の簡易修繕	随時
資材・消耗品等補充	管理用資材等の補充	随時
電気料支払い	展示休憩棟・給水施設・公衆便所	随時（請求毎）
点検・確認	場内の各施設・設備の点検	随時
	利用者の確認	随時

別表 2

業務分担表

県と指定管理者の間における業務分担については、下表のとおりとする。

業務項目	内 容	業務実施者		備 考
		県	指 定 管 理 者	
1 施設 の運営 に関する業務	(1) 運営方針の 策定等	施設全体の運営方針等の策定	○	
	(2) 施設内外の 連絡調整等に 関すること	関係機関との連携及び連絡調整	○	
	(3) 県予算に関 すること	予算管理、決算	○	
		支出事務	○	
	(4) 施設の使用 許可等に関す る業務	利用計画の管理、調整		○
		利用計画の管理、調整への協力支援	○	
		利用予約の受付		○
		使用許可申請書の受理、使用の許 可及び使用許可書の発行		○
		使用の許可の取消し、許可に付し た条件の変更及び使用の停止		○
	(5) 利用料金の 徴収等に関す る業務	利用料金の設定及び県民への周 知		○
		利用料金の徴収、領収書の発行		○
		利用料金の免除等の決定		○
	(6) その他施設 の運営に関す る業務	閉場時の在場者の確認及び退去 指示		○
		閉場時における施錠すべき窓扉 の点検、戸締り		○
郵便物等の收受及び整理			○	
2 施設 等の維持管理 に関する業務	(1) 施設等の管 理に関する業 務	清掃管理業務		○
		雪囲い、浮き桟橋の設置及び撤去 業務		○
		設備保守管理業務		○
	(2) その他施設 等の管理に必 要な業務	物品の保守・管理に関する業務		○
		危機管理業務		○
		損害賠償責任保険への加入		○
		施設管理に付随する業務		○
3 その 他の業 務	(1) 自主事業の 実施	設置目的の効果的な達成のため の自主事業を必要に応じ実施		○
	(2) 事業計画書 及び収支計画 書の作成	詳細な事業計画及び収支計画を 作成し、毎年度県に提出		○

(3) 事業報告書の作成	毎年度事業終了後 30 日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出		○	
(4) 月例報告	各事業の実施状況について、毎月報告書を提出		○	
(5) サービス向上に向けた自己検証の実施と検証結果の県への報告	実施したアンケート等により、利用者の意見を踏まえて検証を行い報告		○	
(6) 指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務	指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務		○	
(7) その他の業務	定期的な意見交換	○	○	
	問題が生じた際の連絡調整等	○	○	

改正

平成17年 3月22日 条例第25号

平成31年 3月15日 条例第19号

山形県志津野営場条例をここに公布する。

山形県志津野営場条例

(設置)

第1条 県民に自然環境を利用したレクリエーションの機会を提供するため、山形県志津野営場（以下「野営場」という。）を西村山郡西川町に置く。

(使用の許可)

第2条 野営場の施設で別表に掲げるもの（以下「テントサイト」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に野営場の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の不許可)

第3条 知事は、テントサイトの使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 野営場の管理上適当でないと認めるとき。

(3) その他野営場の設置の目的に反すると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 知事は、第2条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又はテントサイトの使用の停止を命じることができる。

(1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。

(2) 当該許可に付した条件に違反したとき。

(3) その他野営場の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収等)

第5条 県は、第7条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が野営場の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を当該使用者に還付することができる。

(1) 当該使用者の責任によらない理由でテントサイトを使用できなくなったとき。

(2) 知事が相当と認める理由により、テントサイトの使用開始日前に使用の許可の取消し又は当該許可の内容の変更を求めたとき。

(指定管理者)

第7条 野営場の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、野営場の管理を行うものとする。

(1) 6月1日から10月31日までの間は、休場しないこと。

(2) テントサイトの利用時間は、午前10時から翌日の午前10時までの範囲内とすること。

(3) その他野営場の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて野営場の休場日及び利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休場日及び利用時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事

の承認を受けて臨時に野営場を開場し、又は休場することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 野営場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 野営場の運営に関する業務
 - (3) 第2条第1項の規定によるテントサイトの使用の許可に関する業務
 - (4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及びテントサイトの使用の停止に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、野営場の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 第7条の規定により指定管理者が野営場の管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により野営場の管理を指定管理者が行う場合にあつては、使用者は、テントサイトの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第5条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由でテントサイトを使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第25号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県志津野営場の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月15日条例第19号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表

名称	使用料の額
第1テントサイト	1区画1泊につき 1,040円
第2テントサイト	テント1張り1泊につき 520円

改正

平成18年3月31日規則第68号
平成20年2月29日規則第12号
平成25年3月22日規則第37号
令和3年9月24日規則第72号

山形県志津野営場条例施行規則をここに公布する。

山形県志津野営場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場期間及び利用時間)

第2条 山形県志津野営場（以下「野営場」という。）の開場期間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、6月1日から10月31日までとする。

2 条例別表に掲げるテントサイトの利用時間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前10時から翌日の午前10時までとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、前2項に規定する開場期間及び利用時間を変更することができる。

(使用の許可の申請)

第3条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、使用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(使用許可書)

第4条 知事は、条例第2条第1項の規定による許可をしたときは、使用許可書（別記様式第2号）を当該許可を申請した者に交付する。

(使用料の免除)

第5条 条例第5条第2項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ知事に使用料免除申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(使用の許可の取消しの申出)

第6条 条例第6条第2号の規定による取消しの申出をしようとする者は、知事に使用許可取消申出書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第68号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成25年3月22日規則第37号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

山形県志津野営場条例第2条第1項の規定により、次のとおりテントサイトの使用の許可を受けたいので申請します。

使 用 テントサイト (使用単位)	
使用責任者の 住 所・氏 名	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで 日間
使 用 人 員	人
誓 約 事 項	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。
※ 使 用 料	円

備考1 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

2 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。

3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

使 用 許 可 書

年 月 日

様

山形県知事

印

山形県志津野営場条例第2条第1項の規定により、次のとおりテントサイトの使用を許可します。

許 可 番 号													
使 用 テントサイト (使用単位)													
使用責任者の 住 所・氏 名													
使 用 日 時	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">(曜日)</td> <td style="text-align: center;">時から</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">(曜日)</td> <td style="text-align: center;">時まで</td> <td style="text-align: center;">日間</td> </tr> </table>	年	月	日	(曜日)	時から		年	月	日	(曜日)	時まで	日間
年	月	日	(曜日)	時から									
年	月	日	(曜日)	時まで	日間								
使 用 人 員	人												
使 用 料	円												
許 可 条 件													

備考 この許可書は、テントサイトを使用する際係員に提示してください。

使用料免除申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

山形県志津野営場条例第5条第2項の規定により、次のとおりテントサイトの使用料の免除を申請します。

使用目的	
使用 テントサイト (使用単位)	
使用責任者の 住所・氏名	
使用日時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで 日間
使用人員	人
免除を受けよう とする理由	
※使用料免除額	円

備考 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

使用許可取消申出書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

山形県志津野営場条例第6条第2号の規定により、次のとおりテントサイトの使用の許可の取消しを受けたいので申し出ます。

許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号
使 用 テントサイト (使用単位)	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで 日間
取消しを申し出る理由	